

## 母子健康手帳の交付 ・ 妊娠期から子育てに関する相談窓口

### 母子保健相談窓口アイティ

医療機関で妊娠の診断を受けたら、早い時期に妊娠の届け出をして母子健康手帳を受け取りましょう。母子健康手帳は、お母さんとお子さんの健康状態や成長を記録する大切な手帳です。

母子健康手帳と一緒に、妊婦一般健康診査や乳児一般健康診査等が一部公費で受けられる受診票、出生連絡票等を綴った別冊、マタニティキーホルダー等をお渡しします。

アイティは、保健師・助産師が妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じる窓口です。予約の方が優先となります。妊娠届の際ご持参いただくもの等、詳しくは市公式Webサイトをご覧ください。

 **こちらから**



#### 窓口一覧



施設名	住所	予約方法
市役所第一庁舎 2階	<a href="#">八幡1-1-1</a>	下記窓口予約システムより
南行徳保健センター 4階	<a href="#">南行徳1-21-1</a>	第一庁舎の予約は 
行徳支所 2階	<a href="#">末広1-1-31</a>	第一庁舎以外の予約は 
市川駅南口 ザタワーズイースト 3階内	<a href="#">市川南1-1-1</a>	

#### 開設時間

8:45～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く) ※来庁の都合がつかない方は、保健センターまでご相談ください。

**問：保健センター健康支援課  
南行徳保健センター**

 tel 047-377-4511  
 tel 047-359-8785

 fax 047-316-1568  
 fax 047-359-8761

### 妊娠中の健康管理：妊婦一般健康診査



妊娠の経過や赤ちゃんの発育状況を確認するために、定期的に健診を受けましょう。母子健康手帳別冊に入っている受診票を利用して、最大14回(多胎妊婦は19回)まで一部公費負担で受けることができます。(受診票は、母子健康手帳が交付されてから利用することができます。)

※原則千葉県内の医療機関に限ります。県外で妊婦健診を受診する場合は、健診先が決まり次第保健センターにお問い合わせください。

※妊娠中に市外から転入された方は、転入手続きの後に母子保健相談窓口アイティで市川市の受診票の交付を受けてください。

※妊娠中に市外へ転出する場合、転出先で市川市の受診票は使用できませんので、転出先市区町村の受診票と交換してください。

**問：保健センター健康支援課**

 tel 047-377-4511  
 fax 047-316-1568



## 妊婦訪問

「妊娠はうれしいけれど、ちょっぴり不安…」という妊婦さんのご自宅に保健師が伺い、健康相談をお受けします。訪問を希望される方は、各保健センターへお問い合わせください。

問：保健センター健康支援課  
南行徳保健センター

☎ tel 047-377-4511  
☎ tel 047-359-8785

☎ fax 047-316-1568  
☎ fax 047-359-8761

## 妊娠中のサポート

妊娠中のサポートができるよう、講座の開催や情報発信を行っています。

### プレ親学級(マタニティクラス)

初めて出産を迎える、妊娠6～8カ月の妊婦とその夫(パートナー)を対象とした教室を開催します。日時や予約方法等は市公式Webサイトをご確認ください。出産や育児に関する動画も紹介しています。

こちらから 

問：保健センター健康支援課  
南行徳保健センター

☎ tel 047-377-4511  
☎ tel 047-359-8785

☎ fax 047-316-1568  
☎ fax 047-359-8761

### パパママ栄養クラス

概ね妊娠6～8カ月の妊婦とその夫(パートナー)を対象に、バランスの良い食事と妊娠中の食事のポイントについてお話しします。開催日や申込方法については、市公式Webサイトをご確認ください。

こちらから 

問：保健センター健康支援課

☎ tel 047-377-4511

### 妊婦歯科健康診査

妊娠中の歯と口の健康を守るため歯科健診を実施しています。詳しくは市公式Webサイトをご確認ください。

こちらから 

問：保健センター健康支援課

☎ tel 047-377-4511

☎ fax 047-316-1568

01. 子育て  
サポート

02. いちかわ  
ガイド

03. 妊娠  
したら

04. あかちゃん  
生まれたら

05. 助産・支援

06. 相談

07. ほいくえん  
ようちえん

08. 一時的な  
あずけ先

09. あそびば

10. あんしん  
あんぜん

11. 病気・救急

## 働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために

あかちゃんが生まれることの喜びと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児をむかえる不安を抱える女性がより豊かな生活を送るために、働く女性の妊娠・出産・育児について様々な法律が定められています。

こんな制度があります

- 健康診査を受けるための時間の申請
  - 妊娠中の通勤緩和
  - 労働の免除
  - 産前・産後の休業
  - 育児休業制度
  - 社会保険料の免除
- など



詳しくは「女性に優しい職場づくりナビ」(厚生労働省委託母性健康管理サイト)をご覧ください。

こちらから

## 育児休業制度

1歳に満たない子を養育する労働者は、**男女を問わず**、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

子が1歳になる日まで両親のどちらかが育児休業をしており、保育所に申し込みをしているが入所できないなど一定の場合には、1歳6カ月に達するまで(1歳6カ月到達時点でさらに休業が必要な場合は2歳まで)を限度として、会社に申し出ることで育児休業を取得できます。

### 育児休業を取得できる人

正社員だけでなく、契約期間の定めのある労働者であっても、一定の要件を満たしていれば育児休業を取得できます。**妻が専業主婦や産後休業中であっても、男性労働者も育児休業を取得することができます。**

### 育児休業を取るための手続き

会社の規定を確認し、育児休業を取得する場合は遅くとも休業開始1カ月前までに会社に育児休業申請書を提出しましょう。規定がない場合でも、育児・介護休業法によって請求ができます。

## 育児休業制度について紹介します

育児休業制度や、育児休業等についてのよくある質問事項等をわかりやすくまとめてご紹介しています。

厚生労働省雇用環境・均等局委託事業

「イクメンプロジェクト」ページをご確認ください。



## 育児休業給付

労働者が1歳未満(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については最長で2歳に達するまで)の子を養育するための育児休業を行う場合に、育児休業給付が支給されます。

※育児休業開始から6カ月までは休業開始前賃金の67%相当額、それ以降は50%相当額

### 手続き

被保険者の方が育児休業を開始した時は、その被保険者の方を雇用している事業主の方が「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」を、初回の支給申請を行う日までに事業所の所在地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に提出していただく必要があります。

ただし、事業主を経由して受給資格の確認と初回支給申請を同時に行う場合は、休業開始日が経過する日の属する月の末日までに提出することができます。

具体的な手続きについて等、詳細はハローワークインターネットサービスをご確認ください。

こちらから

**問：事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください**

ハローワーク市川

☎ tel 047-370-8509

📠 fax 047-370-0203

### 妊婦さんへの思いやりを「マタニティマーク」

妊娠中、特に初期はおなかの赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにとっても大切な時期です。しかし外見からは妊婦であるかどうか判断しにくかったり、つらい症状がある場合もあります。

母子健康手帳交付時にお渡りするマタニティキーホルダーを鞆などに下げて、公共交通機関などの利用時に活用してください。

